

■ 公共下水道事業の決算状況について

本市の公共下水道事業は、一般会計とは別に公共下水道事業特別会計として運営されています。これは、公共下水道事業の歳入(使用料等)と歳出(建設費や維持管理費等)を明確にし、経営状況が明らかになるようにしているためです。

公共下水道事業の平成28年度決算状況をお知らせします。
(各構成比は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合もあります。)

平成28年度公共下水道事業特別会計決算の状況

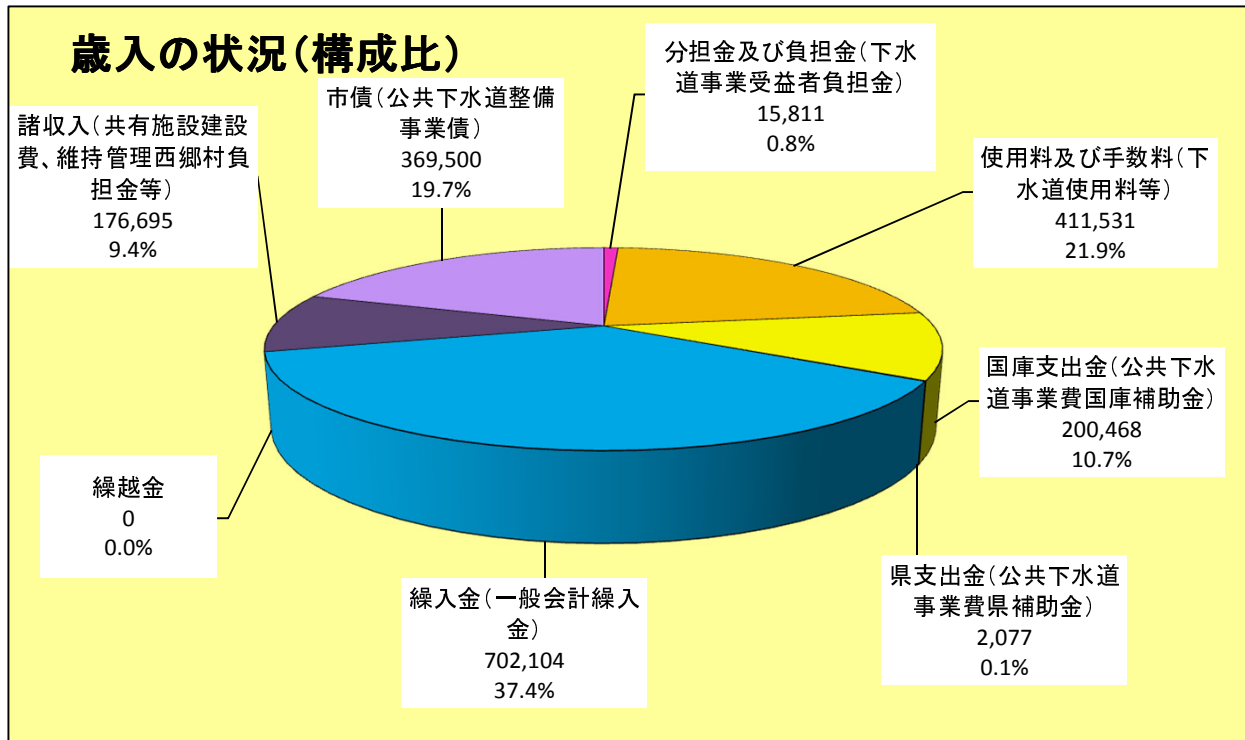
歳入

区 分	決算額(千円)	構成比(%)
分担金及び負担金(下水道事業受益者負担金)	15,811	0.8
使用料及び手数料(下水道使用料等)	411,531	21.9
国庫支出金(公共下水道事業費国庫補助金)	200,468	10.7
県支出金(公共下水道事業費県補助金)	2,077	0.1
繰入金(一般会計繰入金)	702,104	37.4
繰越金	0	0.0
諸収入(共有施設建設費、維持管理西郷村負担金等)	176,695	9.4
市債(公共下水道整備事業債)	369,500	19.7
歳入合計	1,878,186	100.0

歳出

区 分	決算額(千円)	構成比(%)
一般管理費(下水道管の維持管理費等)	29,825	1.6
管渠事業(下水道管の埋設等)	157,874	8.4
単独起債事業(下水道管の埋設等)	135,839	7.2
単独市費事業(職員給与費、使用料収納業務等)	120,186	6.4
公営企業会計適用事業	30,000	1.6
都市環境センター管理費(終末処理場維持管理費等)	313,486	16.7
下水道施設等更新事業	222,392	11.8
経営戦略策定事業	3,672	0.2
公債費(長期償還元金)	661,796	35.2
公債費(長期償還利子)	203,116	10.8
歳出合計	1,878,186	100.0

歳入の状況(構成比)



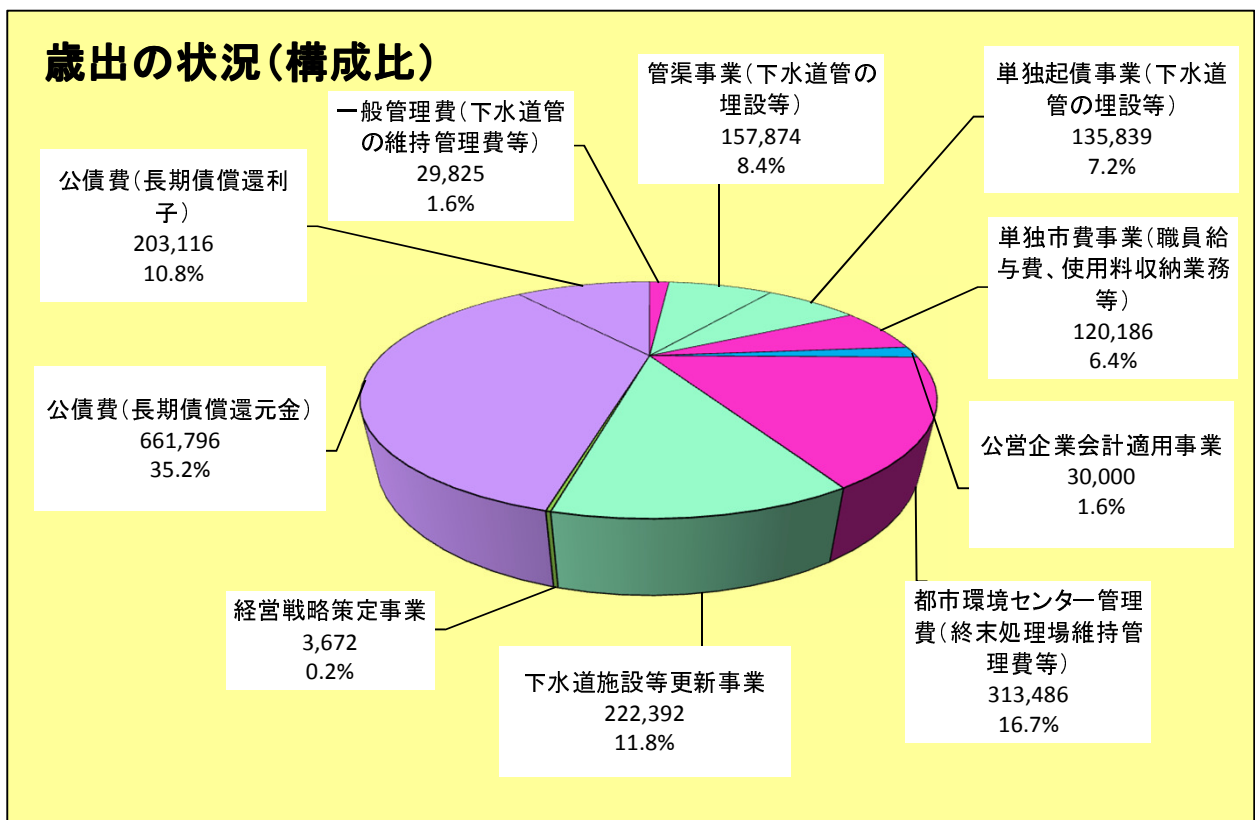
汚水を処理する費用は、公共下水道を使用している皆様から納めていただく使用料で賄うことが原則となっています。(使用者負担の原則)

しかし、公共下水道事業は初期投資に多額の費用がかかり、そのすべての費用を使用料で賄うためには、著しく高い使用料を設定しなければなりません。そこで、使用料の不足分は市の一般会計から繰入金という形で市税等を投入して使用者負担の軽減が図られています。

平成28年度の歳入の状況を見ると、使用料が4億1,153万1千円、構成比で21.9%であるのに対し、一般会計繰入金は、7億210万4千円、構成比で37.4%と大きなウェイトを占めています。

公共下水道の整備が進むにつれ、下水道管や処理場の維持管理費、施設更新のための借入金返済額が増大し、今後ますます一般会計からの繰入金(市税等)が増加していく見込みとなっています。

市税は、公共下水道を使用されない方も含めた市民の皆様からご負担いただいているものであり、一般会計から過度に繰り入れることは、使用者負担の原則からも望ましいものではありません。そのため、定期的の使用料の見直しを行い、負担の適正化を図る必要があります。



平成28年度の歳出の状況を見ると、建設事業以外では、市の借入金の返済金である公債費が、元金、利子合わせて、8億6,491万2千円、構成比で46.0%と大きなウェイトを占めており、今後も増加傾向にあります。

そのような中、“市民に安全・安心で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供する”ことを下水道経営の基本方針として、平成28年度には、下水道事業(公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業(市設置型浄化槽)、コミュニティ・プラント事業)に関わる将来の「投資」及び「財源」を予測し、経営健全化や財源確保の対策を整理する「白河市下水道事業経営戦略」を策定しました。

また、総務大臣から「平成32年4月までに地方公営企業法を適用する」よう要請があり、効率的で健全な経営を図り、継続的に下水道事業を推進し、市民の生活を支える下水道サービスの向上に取り組むには、保有する資産を正確に把握し、負債を明確にするなど、経営状況の明確化を図ることが必要です。そのため、平成32年度に地方公営企業法を適用できるように、平成28年度より作業を進めています。